## 第1回データ利活用制度・システム検討会

#### (開催要領)

1. 開催日時: 令和6年12月26日(木) 16:00~18:00

2. 場 所:デジタル庁庁議室

3. 出 席:

阿部 淳 株式会社日立製作所代表執行役 執行役副社長

安中 良輔 日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科教授

依田 高典 京都大学大学院経済学研究科教授

稲谷 龍彦 京都大学大学院法学研究科教授

岩村 有広 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事

岡田 淳 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所

長・シニアパートナー弁護士

越塚 登 東京大学大学院情報学環教授

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

巽 智彦 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

丹野 美絵子 公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生

活専門相談員

森田 朗 一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

平 将明 デジタル行財政改革担当大臣

<ゲストスピーカー>

加藤 尚徳 一般社団法人次世代基盤政策研究所理事・事務局長

#### <事務局>

小川 康則 デジタル行財政改革会議事務局長代理

村上 敬亮 デジタル行財政改革会議事務局長補佐/デジタル庁統括官

山澄 克 デジタル行財政改革会議事務局審議官 吉田 宏平 デジタル行財政改革会議事務局審議官 松田 洋平 デジタル行財政改革会議事務局参事官

坪井 宏徳 デジタル行財政改革会議事務局参事官

中野 芳崇 デジタル行財政改革会議事務局企画官

楠目 聖 デジタル行財政改革会議事務局企画官

#### <オブザーバー>

福田 誠 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長

吉屋 拓之 個人情報保護委員会事務局参事官

黒籔 誠 デジタル庁統括官付参事官

松澤 瞭 デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト

八代 将成 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長

船越 亮 経済産業省商務情報政策局情報政策企画調整官

### (議事次第)

1. 開会

### 2. 議事

- (1) データ利活用制度検討会の運営について
- (2) データ利活用の現状と課題
- (3) 討議
- 3. 閉会

## (資料)

資料1 データ利活用制度・システム検討会の開催について

資料2 データ利活用制度・システム検討会運営要領(案)

資料3 事務局説明資料

資料 4 生貝構成員提出資料

資料 5 落合構成員提出資料

資料 6 次世代基盤政策研究所 加藤尚徳理事提出資料

資料7 岩村構成員提出資料

資料8 参加者名簿

## (概要)

○松田参事官 それでは、ただいまより、第1回「データ利活用制度・システム検討会」 を開催させていただきます。

本日は、年の瀬で御多忙の中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。冒頭のみ司会を務めさせていただきます、事務局の松田でございます。

資料は、席上のタブレットに格納しております。

依田構成員、越塚構成員は御都合により途中からオンラインで御参加をされます。宍戸 構成員、巽構成員にはオンラインで御参加いただいております。

それでは、開会に当たりまして、平大臣から御挨拶いただければと思います。よろしく お願いします。 ○平デジタル行財政改革担当大臣 皆さん、本日は年の瀬でお忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

政府では、急激な人口減少社会に対応するため、イノベーションに即し、デジタル活用 を阻害しているレギュレーションを徹底的に見直すなど、デジタル行財政改革に取り組ん でいるところでございます。

本検討会のテーマであるデータの利活用制度については、先月、デジタル行財政改革会議において石破総理から、デジタル利活用制度に関する包括的な検討会を年内に立ち上げ、関係省庁等と連携し、来年夏をめどとして基本的な方針を策定するように御指示をいただいたところであります。

本テーマは、我が国が引き続き世界一AIフレンドリーな国であり続けるとともに、AIと データを活用して経済成長を牽引し、地方創生に貢献していくためにも重要な課題であり、 全府省を挙げて対応してまいりたいと考えております。

検討会では、社会起点、個人起点でのデータ利活用のアプローチを切り口に、医療、教育、金融といった重要分野に加え、産業分野におけるデータ利活用など、多岐にわたる論点を御議論いただきたいと考えております。

データ利活用制度の検討に当たっては、データが限定的に保有されることでイノベーションや投資を促進するいわゆる競争領域と、共有されることで新たな価値を生み出す協調領域が支え合うエコシステムの実現を目指すことが重要であると考えております。

これにより、ロボットやセンサー経由等で得られた大量のデータをAIを用いて利活用し、 新たなビジネスが創出され、さらにデータのニーズが高まり、データの共有が進展すると いった好循環が期待されます。

本検討会においては、各分野をリードされている専門家の皆様にお集まりをいただきました。来年6月の取りまとめに向けて、それぞれの御専門に基づき闊達な議論をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松田参事官 ありがとうございました。

カメラにつきましては、ここで御退室をお願いできればと思います。オンラインで傍聴されている方は、引き続き傍聴が可能でございます。

# (報道関係者退室)

○松田参事官 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、本検討会の運営についてでございます。

資料1にありますとおり、本検討会の座長は互選により選出することとなっております。 事前に構成員の皆様と御相談いたしまして、森田先生に座長をお願いしたいと考えております。皆様から御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松田参事官 ありがとうございます。

それでは、これから先の議事進行については、座長に選任されました森田先生にお願い したいと思います。

○森田座長 ただいま座長に選任していただきました森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。選任される前からここに座っておりまして、緊張しておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は必ずしも情報関係を専門にしておりませんが、近年は特に医療情報を中心にしまして、データを活用して健康・医療を発展させていくことが非常に重要だと考えております。そうした関係で、今回こういう役割を仰せつかったと思っております。

それでは、議事に入ります。初めに、検討会の運営要領についてでございます。資料1 にありますとおり、検討会の運営要領は座長が定めることとなっております。そのため、 資料2のとおり、運営要領を定めますので、皆様には御承知おきをお願いいたします。

続きまして、「データ利活用の現状と課題」についての議事に移ります。

まずは、事務局からプレゼンテーションをお願いしたいと思いますので、山澄審議官、 よろしくお願いいたします。

○山澄審議官 事務局の山澄でございます。

私から、資料3に沿いまして、事務局としての問題意識を御説明差し上げたいと思いま す。議論のキックオフに当たってのネタにしていただければと思います。

資料の2ページでございますけれども、これは本日の構成員の方々にはもう言うに及ばずかもしれませんが、データ利活用というものは、データの内容、利活用の局面の双方において広がりを見せておるところでございまして、当然ながら、政策当局といたしましては、利活用の正の効果を最大化するとともに、負の効果を抑止するという必要性を日々考えているところでございます。

次のスライドでございます。

しかしながら、正、負と申しましても、それは時代というか、時々によって急速に変わっているものでございます。一つ一つの項目は御説明いたしませんけれども、例えば、AI・IoTの進展に伴い、データ利活用の環境は多様化・複雑化しておりまして、先ほどの正、負それぞれの内容あるいは程度においても変化が見られることを前提として政策を立案する必要があると思っております。

次のスライドでございます。

その政策の対応ということで申しますと、欧州では我が国より少し先んじて検討がなされている分野がございます。中ほどの上段の部分でございます。後ほどより深掘った御説明が構成員のほうからあると思いますけれども、2021年、2023年にそれぞれデータガバナンス法、データ法という横割り的な法律がEUでできるとともに、分野ごとの検討としましても、例えば、医療分野においては本年EHDS法が成立しております。

日本においても、その下のコラムでございますけれども、次世代医療基盤法等々ございますが、ヨーロッパに比べますと一部の対応にとどまっていると言わざるを得ないところ

でございまして、こういうところをどうやっていくのかというところを御検討いただくというのがこの会の主眼となろうかと思います。

次のスライドでございます。

データの利活用に関するアプローチというものについては、ざっくり事務局的に整理しますと、個人起点でのデータアクセス、個人が発意をし、個人の要望によってデータを利活用していく局面、それから、②のように社会起点でのデータ利活用ということで、必ずしも本人が起点でないのですけれども、社会的要請によってデータを利活用していくような局面がございまして、下の表にありますように、分野ごとにきめ細かく議論していく必要があると思っております。

一例を挙げますと、医療のコラムの下の左隅のほうにありますけれども、例えば医療分野において創薬の研究開発に利用するというのは社会的起点でのデータ利活用の一局面でなかろうかと思います。あるいは、例えば、金融分野におけるデータ利活用ということで、データへのAPI連携を実施することによって、個人や中小企業が効率的に家計・会計の管理ができるという記載がございますが、これは本人起点といいますか、個人起点のデータの一局面であろうかと。分野ごとにこのような特性を理解した上で、きめ細かく議論が必要だと思っております。

そのような問題意識から、先ほど大臣からも言及がございましたが、右側でございますけれども、先月のデジタル行財政改革会議におきまして総理のほうから、本年内、本日でございますが、検討会を立ち上げ、来年夏を目途に基本方針を策定しろという指示がございまして、これに基づいて検討していただくということでございます。

以後、若干中身の議論に入らせていただきます。

次のスライドでございます。

一つ一つ読み上げることはいたしませんけれども、例えば、必要性の紙の3つ目のポツでございます。データ単体では限られた価値しか持たないが、組合せとか蓄積によって新たな価値を生むという意義を押さえた上で、その次のポツでございますけれども、協調が求められる領域でうまくデータ利活用することによって価値を高めることが可能であると。

他方で、1つ上に上がって2つ目のポツにございますが、競争と協調のバランスを考慮する必要があって、先ほど申しましたように、分野ごとあるいは目的ごとによって適切な取扱いが必要であると。

5つ目のポツにございますが、当然ながら個人情報保護、消費者保護、競争促進等々、 他の法益との関わりを十分整理した上でやっていく必要があるということも重要な視点か と思います。

これは例示でございまして、必ずしもこれに尽きていることではないかもしれませんが、例えば以上のような問題意識を基に、一番下の四角にございますけれども、来年夏をめどに論点を議論した上で、四角の中の2つ目にございますが、解決すべき課題や必要な取組、担当する行政機関、民間の役割等を整理した上で、3つ目のポツでございますが、各取組

の工程表を策定するというのがこの検討会での大きな射程に入るものだと事務局としては 考えてございます。

以下、数ページにわたりまして主な論点を挙げてございます。一つ一つ細かくは御紹介を省略させていただきますが、例えば論点1の「社会起点のデータ共有」になりますと、社会的要請を起点としてデータを利活用するときに、例えば、個人情報保護法とかその他のデータに関する各種ルールとの関わりをどう考えていくか、それらのルールの制度的見直しや運用に生かすことをどういうふうに検討していくかということだと思います。

論点2の「個人起点のデータ共有」につきましても、いわゆるデータの囲い込みの抑制を実現していくために、競争領域と協調領域の考え方も踏まえて、どのようなシーンがあって、ユースケースはどういうものがあるかというものを念頭に置きながら検討していく必要があると思います。

以後2枚の論点3のスライドについては省略させていきますが、全分野というわけにもまいりませんものですから、事務局といたしましては、当面、医療、金融、教育、産業というものを取り上げまして、分野別の検討を開始してはどうかと考えてございます。その際、各分野特有の政策課題に加えまして、個人情報保護や競争促進の観点も含めて、分野ごとの特性に応じて検討を進めるということでよろしくお願いしたいと思ってございます。

それから、この資料の最後のページになりますが、やや違う切り口として、論点4として「官民でのデータ利活用」です。行政機関等の公的セクターが持っておりますデータの利活用について、民間部門のデータと違う考慮、配慮が必要になることもあるかもしれません。そういうものに従って、具体的なユースケースとしてどういうものがあって、それを解決するためにどうしていくのかという議論。

それから、これまではともすれば制度論の記載がございましたけれども、それとともに論点5として「アーキテクチャとシステム」ということで、データ利活用を促進するためのアーキテクチャやシステムをどのように考えるか。下のほうのポツにございますが、例えば、アーキテクチャの検討において、どこを各事業者が競う競争領域とし、どこを協調領域としていくのか、あるいはデータの標準化・相互運用性の確保を進めることで、全体のユースケースにおける実装と発展を支えていくためにはどうするべきかという論点。あるいは、一番下のポツにございますが、データの信頼性や真正性を高めるトラストサービスはどのような分野でどのようなニーズがあるか等々、繰り返しますが、これが必ずしも網羅的なものではございませんけれども、例えばこういうような論点を念頭に置きつつ議論をしていただければ幸いでございます。

駆け足で恐縮ですが、以上です。

○森田座長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局からお話がございました論点であるとか、検討会の建付けといいましょうか、構成につきまして、現段階で何か事務局に御質問のある方がいらっしゃいましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。オンラインのほうも大丈夫ですね。

ないようでございますので、今回はデータ利活用に関する現状と課題として、様々な視点、論点について共有して御議論をいただきたいと思っております。

それでは、これから構成員の皆様やゲストの皆様からまずは話題提供という形で発表を していただきまして、その後、自由討議を行いたいと思います。よろしくお願いいたしま す。

最初に、生貝構成員から発表をお願いいたします。

○生貝構成員 一橋大学の生貝でございます。

本日は、大変貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

私はずっと、特にEU及びアメリカにおけるデジタル政策、デジタル法制と日本の制度の在り方を比較してきたところでございますけれども、今日は特に、先ほど事務局資料の中で4ページにございました、欧州のほうではこれだけ様々な検討や実際の法整備が進んでいるけれども、日本ではこの部分は一部の検討にとどまる。その部分において、実際にEUは何をしているのかということを非常に概略的に、そして、各論や分野別の議論は恐らくこの後の落合先生、加藤先生たちに委ねさせていただくといった形で、大枠を御紹介させていただきたいと思います。

早速、次のページに行っていただきまして、これが今日の大きな見取り図という形になります。

まず、欧州データ戦略。これは、2020年に欧州がまさに今様々論じられるデータスペースの大きな構想と併せまして、それを促進するためのデータ法というものを提案するという予告をいたしまして、それが2022年2月に提案され、去年の12月に成立をしているところでございます。

この法律は、先進国の中でも新しい形式の法律でございます。データを流通・活用させていくことが重要である、そのときに我が国を含めまして各国、例えば個人情報保護法をしっかり強化してそこに例外をつくる、あるいはデータに対する財産権的な権利を強化することでデータが流通するのではないかというアプローチを中心に取ってきた。それはそれで重要であるけれども、データ法を中心としたEUのデータ活用法制は、ここでは特にBtoC、BtoB、BtoGという関係性を強調しておりますけれども、それらの間で、一定の要件の下でデータのアクセス、利用可能にすることを強制してはどうかという法体系をつくり始めている。それがデータ法をはじめとする関係法制群の最も重要なところでございまして、まさにこれを称して「データ活用法制」と言ってよいかと私は考えているところでございます。

そして、この後少し御紹介いたしますけれども、そのデータの流通の基盤となる仲介者に関する立法の整備も既に進めているところでございまして、まさに日本で言う情報銀行とか取引市場等のサービスの規律枠組みをつくったりもしている。

そして、これらはデータ活用の言ってみれば横断的な基盤というところで、分野ごと、

まさに医療・健康、さらにモビリティといった分野別のデータ活用立法が並行して進められているという状況にあります。

下の四角囲みのところにございますとおり、立法目的として、本来データというのは非 競合財であるはずであり、誰もが様々な形で、副作用がない形で利用することが望ましい のだが、いろいろな技術的、ビジネス的、あるいは事実上の要素によってその流通が妨げ られている、その障壁を取り払うことで2700億ユーロの追加GDPを生み出すといった目標も 掲げられているところでございます。

次の3ページ目がデータ法の目次になります。これは非常に大きな法律になりまして、第11章まで及ぶものですけれども、特に重要な部分、黒強調をしている $2\sim7$ を中心に御説明をさせていただきたいと思います。その具体的なことを書かせていただいているのが4ページ目になります。

大きく4つのカテゴリーといいますか、固まりに分かれるところでございます。これらは、基本的にはそれぞれ別の政策、施策が4つのカテゴリーに分けて規定されています。 やっていることは全然違うのですけれども、基本的には同じ目的である、よりデータを多く流通させていくためにはどうすればよいのかということ。

まず、第2章、第3章につきましては、今日の言葉で言いますと、産業データになるのでしょう。特に、今世界で流通するデータのほとんどの量を占めるようになってきているコネクテッドデバイスから生成されるIoTデータと呼ばれるもの。そのことが、今まさに本来使えるはずのものが、デバイスとか、そのデバイス製造者の側に閉じ込められてしまっていて、十分に活用できていないのではないかという問題意識。

そのことについて、そのユーザーが、これは自然人、法人、両方でございますけれども、 デバイス生成データに、自分が使ったことに関するデータはちゃんとアクセスして再利用 できること、及びそのデータを第三者、例えばコネクテッドデバイスであればアフターマ ーケットサービス、あるいはまさに情報銀行のようなデータ仲介サービスが想定されるわ けですけれども、そういった形での、まさに本人あるいはデータ生成者主導のデータ利用 を進めていこうというのがこのパートになるわけです。

そして、第4章のところは、少し特殊な位置づけになっております。これもまた別のことを規定しているわけですけれども、様々な知的財産権等の対象にならないデータに関する広い意味でのオーナーシップを定めるのは、これは御案内のとおり契約、債権関係でございます。債権関係、契約について法は何も介入してこなかったかというと、必ずしもそうでもない。まさに消費者契約法のようなものを参考にしながら、データに関するこういう契約が不公正であるから無効あるいは無効だと推定するといった、いわゆるデータ契約法という法カテゴリーを創出する形でデータに関わる様々な契約の適正化を図ろうとしている。

そして、第5章がまた別の大きな固まりになるわけでございますけれども、これがまさ に今日で言うところの社会的起点のデータ利活用になると思います。御案内のとおり、例 えばCOVIDの際とか、昨今のエビデンス・ベースト・ポリシー・メーキングを含めまして公益のためにデータを活用することが重要になってきている。そのときに、各国ごとに様々な、ビジネスからガバメントへのデータ提供法制がつくられてきた。あるいは、インフォーマルなお願いの中で活用するということは世界各国で進めてきたわけですけれども、その法的な枠組みをしっかりつくろうということ。これが第5章の主眼でございます。

第6章、7章は、時間の関係もありまして今日はあまり詳しく取り上げませんけれども、 データは今様々なクラウドサービスに保管されるわけでございます。それがロックインさ れてしまって、それを移したりすることができないと、活用・流通が阻害されるというこ とですね。いわゆるベンダーロックインの問題も含めて、その障壁をなくしていこうとい うこと。

さらに関連して、第7章のところでは、クラウドに乗せられたデータが様々な形で外国 政府からの違法なガバメントアクセスなどを受けてしまうと、安心してそういうデータを 活用したりすることはできないということに関して、クラウド等の提供事業者に十分な防 護措置を義務づけるといった内容になっているわけでございます。

次の5ページ目に、今御説明させていただいたものを図式化して1ページにぎゅっとまとめているところでございます。上のところはまさに個人起点、あるいはデータ生成者起点という形になりますけれども、データ保有者がIoT製品のユーザーにデータを返す、あるいはそれの求めに応じて第三者に移転させるということ。下から2番目の第5章のB2Gが、まさに公益目的で、特に政府等が使うことを図示しているところでございます。

ちなみに、次のページにございますところ、いわゆる本人起点のデータアクセスといった、データポータビリティー法制というところで、既に欧州は様々な形で施策を重ねてきているところでございます。元来、GDPRの20条にデータポータビリティーの権利というものがあった。そのことを大きく強化するのが、そして、その主体を法人にまで広げるというのが今回のデータ法の第2章、第3章の部分になる。

さらに、並行して、デジタル市場法という大きな競争法制もEUで施行が始まっているところでございますけれども、その中では特に、巨大なデジタルプラットフォームに対して、そのエンドユーザーが自らのデータを取り返したり、サードパーティーに移したりすることができるようにすること、ビジネスユーザーも同様のことができるようにすることといった大きな義務をかけているところでございまして、このことはまさしく第2章、第3章と、対象が違いますけれども、完全に符合するところでございます。

次のページで、適用範囲というのを挙げております。今回の主眼は、主としてこういった考え方を参考にしながら我が国の制度をどのように考えていくかということかと思うのですけれども、これは特に日本のような製造業から生み出されるデータにこれからの商機を発見しようとしている企業にとっては、部分的には大きな負担も生じることになる。

そういうときに、すごく戦略的だなと思いますのは、これはデータ法の説明のところで 1行面白いことが書いてございまして、データ保有者はEU域外に拠点を置く第三者とデー タを共有する義務はないと言っているのですね。

これは何かと言いますと、データを受け取ることができる第三者はEU域内に設置されている者だけということになっているわけでございます。このメカニズムが進んでいきますと、一つの考え方によっては、そういった産業データが、日本がヨーロッパに進出したとき、EU内のユーザーとか第三者に移転されるというメカニズムが本格的に機能してくる。EUの域内に産業データが集積してくるという状況も生じ得るであろうということは少し付言をしておきたいと思います。

そのほか、8ページのところで各章の概要という形でそのほかの部分を載せております。 それぞれデータスペース同士のインターオペラビリティーとか、実施や施行に当たりましては各国でしっかりとその担当当局をつくる、そして、個人情報保護法制との調和をしっかり図っていくといったことなどが定められているところであるのですけれども、これは割愛をいたします。

次の9ページのところでは、特にIoTデータ条項のところで何がしたいのかということについての参考資料を載せています。こういったコネクテッド製品に関する産業データのポータビリティーを進めることで、自動車や機械のオーナーが、そのデータを例えばテレマティクス保険会社と自由に共有することができるようになるとか、あるいは、10ページのところでは、コネクテッド製品のユーザー、これはコンシューマーに加えて、農家、航空会社、建設あるいは建物、スマートビルディングの所有者などが含まれるわけですけれども、そういった人たちが安価な修理・メンテナンス業者を選んで、自由にそういったサービスを受けることで、より豊かなデータ関連サービスを伸ばしていく。ひいては、グリーンディールにも資する。工場、農場、建設会社、さらに農家の精密農業というところを含めたIoTデータの利活用の可能性が大きく期待されていることが書かれているところです。

次の11ページは、社会起点ということで、BtoGデータで何が想定されているのかということを簡単に書いてございます。このことは、やはりエビデンスベースの意思決定、そして、コロナウイルスをはじめとする大きな社会的な課題が発生したときに対応できるための枠組みだといったことを欧州委員会も説明しているわけでございます。

そして、ここは恐らく後でNFIの加藤様からも詳しく御説明があるところかと思うのですけれども、特に分野法を進めている中で今一番具体的になっているのが欧州ヘルスデータスペース法案である。全部で大きく3つの部分に分かれているわけですけれども、第Ⅱ章「電子ヘルスデータの一次利用」というのが、まさにデータ法で言うところの一番上の四角にございました本人起点の自分で取り戻したり、ほかの人に移したりできること。

そして、第IV章「電子へルスデータの二次利用」というのが、それを様々な政策決定とか新しい医療の開発に役立てていくといったこと。先ほどの絵とほとんど符合しているということを頭の中で思い描けていただけると、彼らが何を考えているかというのが少しイメージがつきやすいかと思います。

そのほか、今進んでいる次のページのところにつきましては、立法をするのかしないの

かというところを含めて検討をしている分野が多くあるのですけれども、これは落合先生 のところで少し言及があるかもしれません。

金融データに関しては、既にPSD3という枠組みを含めて立法の作業が進められているところでありまして、金融データに関する、これは特に本人起点の一次利用をどのように促し、新しいフィンテックサービス等を推進していくかといったことが念頭に置かれている。

さらに、IoTデバイスの中でも、例えば自動車データに関しては、データだけではなくて、 その機能やリソースに対するアクセスも本人がより自由に活用できるようにしていくべき ではないかといったこと。

さらに、ITS、高度道路交通システムを含めたモビリティデータの共有は、社会的な側面が大きいようでございますけれども、この検討も並行して進められているところでございます。

次に、データガバナンス法、ある種それを支える基盤となるところで、これも第1章から第8章で成る結構大きな法律でございますけれども、これは既に施行されております。

次の15ページのところに大きく各章の概要を書いております。この3つのうちの第2章の部分は、いわゆるオープンデータ政策の補完ということで、機密データをまさにガバメントからビジネスに提供していく上で、適切な匿名化処理等を施した形で可能にしていこうということ。これは今回の主眼からは外れるかと思うのですけれども、特に第3章のところが中核でございます。

やはり、データを仲介してくれるサービス、マイクロ・マイクロのやり取りという形ではこの分野は決して完結しない。信頼できる仲介サービスが必要である。それについて、言ってみれば本当に情報銀行法あるいはデータ取引市場法というものをハードローの形で明確につくることで安定的な運用を担保していこうと。大きく3つのカテゴリーに分かれております。

データ保有者によるデータ利用者へのデータ提供支援サービス。これは比較的ビジネスとビジネスのやり取り。2ポツ目が、まさに情報銀行のような、個人データを事業者に安心して提供するための枠組み。3つ目として、これは日本ではあまり聞かないのですけれども、個人や中小企業と大企業の間でデータに関する交渉をしようとすると、やはり大きな力関係の格差が生じるということで、まさに協同組合的に集合することで交渉力を高めていくための協同組合のアプローチが欧州で重視されているところでございまして、それに対応する条項もつくられている。

さらに、第4章のところでは、データ利他主義、データを寄附するための仲介者に関する特別な枠組みもつくられておりまして、データ保有者それぞれによる自発的な、まさに公益に基づく利用を進めていく枠組み、そのように言えるのかと思います。

データ仲介者の役割等を様々置いておりますけれども、一気に19ページのところに飛ばさせていただきます。

大きな形でのまとめ、小括という形になりますけれども、今、彼らはこういう法制の中

でどのようなことをしているのか。1つは、データの活用、アクセスに焦点を当てた法制 群という新しい世界。

2ポツ目といたしまして、GDPRの規定は、個人データが含まれている場合は、全ての局面において遵守することが大前提になっているわけでございます。それを前提にしながら、個人データと非個人データはなかなか区別することもできないし、プラス、我々は比較的個人データに焦点を当てた議論をしてきたけれども、非個人データのことも真面目に考えていかないといけないということ。さらに、自然人主体、法人主体、この両方とも考えていかないといけないということ。こういったことが一つは見てとれるかと思います。

3つ目といたしまして、まさに本日議題としても出ているように、一次利用、二次利用というものをしっかり両面から考えていくこと。さらに、中立的なデータ仲介サービスの位置づけも彼らは非常に重視している。このことは、日本でも情報銀行の取組が進められてきたところ、こういったことを改めてどのように新しくデータ流通体系の中で位置づけていくかということも非常に重要なイシューになってくると思います。

それから、サイバーフィジカル融合、リアル空間データへの着目という点では、これは大きくは、今までEUのデータ政策は、GAFAといいますか、デジタルデータに焦点を当ててルールの覇権を取ろうとしてきたところが、まさにフィジカルデータというところにも大きく焦点を当ててきているといった動き。

最後に、「オーナーシップからアクセスへ」。これについてあと1分程度で補足をさせていただくのですけれども、次のページ以降はお時間があるときにお読みいただければと思うのですが、この立法背景について少しだけ詳しい資料をつけているところでございます。

22ページ目を御覧いただきますと、データ法に向けた議論というのは、突然出てきたわけではなくて、少なくとも欧州では2017年からこういった検討を始めている。そして、まずこの6つのオプションを出して、そして、それに関して広く意見を取り入れながら、クリスタライズしていった結果が今回のデータ法という形になっている。

そのときには、まさに、①はソフトローのガイダンス、②は技術開発、そして、③はデフォルト契約ルール、これは最終的に立法になりました。4番、既にこのときからBtoGのことを明確に言っている。そして、特に5番のデータプロデューサーの権利といったものが様々議論を集めたところです。

25ページの⑤のところにあるとおり、先ほど言ったような機械生成データのまさに財産権的な権利、物権的な権利をユーザーに与えることで流通を進めるという考え方はどうかというオプションが出されたわけでございますけれども、この次のところにございますとおり、26ページ、それに関するステークホルダーの反応をまとめた文章の中にある通り、非常に大きな論争を巻き起こしました。やはり財産権のような排他的な権利を新しく設けてしまうことは、取引費用の増加という形に直接つながってしまう。

そういう中で、重要なのはプロパティーライツ、オーナーシップのタイトルを与えると

いうよりは、どのように誰がアクセスできる環境をつくるかといったことに非常に焦点が 当てられるようになった。そのことを大きく示しているところかなと思います。

ちょうどお時間かと思いますので、一旦ここまでにします。御清聴ありがとうございま した。

○森田座長 ありがとうございました。
続きまして、落合構成員から発表をお願いいたします。

○落合構成員 渥美坂井法律事務所のプロトタイプ政策研究所の落合と申します。 私のほうから、論点の整理を幾つかさせていただきたいと思っております。 次のスライドをお願いいたします。

今回の検討対象としては、基本的には準公共、最初に大臣もおっしゃられていた教育、 医療、金融といった規制セクターを念頭には置いておりますが、一方で、産業データ、場合によってはオープンデータそのもの、公的なものも含めて議論をさせていただきたいと 思っております。

準公共と言ってもなかなか明確な定義もない中ではありますが、多様な主体が成立に関与していて、利活用の便益も多様な主体に及ぶようなデータを想定するといいかと思っております。

この中で、データの生成というのは、個人の関与ということもありますが、法人がエンドユーザーになる場合や、法人情報を利用する場合もありますので、個人情報だけとか営業秘密だけに限らないで議論をさせていただきたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

最初からこういう図面になってしまうとなかなか大変かもしれませんが、データの提供、 アクセス、また、集積や交換を行ってくる者の現れ方は、分野によって異なる場合がある と思います。

そういう中で、もともとデータを提供する者をどう捉えるかで言いますと、データを生成したり、もしくはエンドユーザー、データアクセス者、場合によってはデータの集積・交換、これが例えばマイナポータルで国ということもあるでしょうし、もしかすると、例えば厚労省の公的DBみたいな場合もあるでしょう。一方で、例えば電代業者、つまり、マネーフォワードとかフリーがここに当たっているような場合もあるとは思うのですが、基本的にはデータにアクセスをしていくことが第三者を通じる場合もあることを一つ想定していくことも重要です。エンドユーザー自身が、自分でデータにアクセスしていこうとするとなかなか難しいところはありますので、データをアクセスするのを手伝っていく、または交換していくことを手伝う、こういうものを念頭に置いて議論していくことが重要ではないかと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

必ずしも一次利用、二次利用というのが明確な定義がないところではりますが、医療の 分野のほうがより出てきやすい議論かと思います。御本人のために使うことが一次利用と 言われています。つまり、病院に行ったときにほかの病院のカルテを踏まえて医師の先生が判断してくれるとか、教育では、学校でどういう勉強しているか、どういう状況なのかを児童や家庭が見ることがあるかと思います。金融の場合ですと、自分の金融取引の情報を見る。こういう使い方があるわけです。一方で、二次利用というのも考えていくことも重要でありまして、これは医療の分野で言うと、例えば、創薬とか医療機器の開発、治療法の開発などが出てくることがあるかと思います。

次のスライドをお願いいたします。

抽象的なことばかり申し上げているとイメージが出てこないかなと思いますので、早速ではありますけれども、短期的に検討したほうがいいと思う事項について書かせていただいています。

医療については、規制改革推進会議などでも既にかなり議論されておりますが、一次利用に関して同意に依存しないようなガバナンス手法の検討や、二次利用について言いますと、こちらは厚労省の公的DBの利用については議論が進んできておりますが、それに限らず、さらに利用しやすい方法をどう考えていくかがあります。また、救急搬送やいろいろな場合に、既往歴や服薬歴、通院歴を踏まえて、医療機関とか医療専門職に助けてもらうことが本来的には望ましい姿であろうと思います。

教育については、いじめ、不登校、子供の貧困という部分に関する利用があるでしょうし、さらに、大学院等の高等教育でリカレント・リスキリング関連のデータを取得して、それを人材市場の中につなげていくという話があると思います。ここは直近でも文科省で議論されている部分もあるかと思いますが、学習効果や教材の利用状況の測定、学校とか教師の支援ということもあろうかと思います。

金融については、スクレイピングという手法によって情報が集められてきているわけですけれど、この手法を続けていくのが技術的になかなか難しくなってきている状況があります。その中で、特にクレジットカードやキャッシュレスと言われる分野についてどうしていくのかが重要です。さらに、証券とか保険のような領域も含めてオープンファイナンスをどう実現していくかがあります。

また、APIについて、情報を見るだけではなくて、本当は取引を指図するというのが、生 貝先生もさっき御紹介されていた欧州のPSD2もしくはPSD3ではかなり出てきておりますが、 こういうのをどう進めていくのかがございます。

次のスライドをお願いいたします。

データの利活用の課題とデータ保護の在り方について、全体像を書かせていただいたものになっています。

全体的な戦略をつくっていった上で、どこが公的に支援しないといけないのか、データの生成や利用に当たって標準化をどう進めていくか。一方で、これはセクターごとの調整が必須になりますので、セクターごとにどう考えていくのか、データのアクセス条件をどう整理していくのかが基本的なことになるかと思います。

ただ、データの保護の在り方も一方で考えていくことが重要でして、基本的にどういう ふうにそれを考えていくのかもございますし、利活用を進めるための司令塔機能も重要で すが、一方で監督機構についてもしっかり取り組んでいかないといけないと思います。

データアクセスに関する規制を設けていくことも、銀行法とか電気事業法などでは既に行われていますが、こういったものはセキュリティの対応という意味でも一定の意味があると思います。プロファイリング、ダークパターンといった新しい問題に対する対応は、どちらかというと、より消費者保護寄りになるかもしれませんが、こういうところを考えていくことがあります。また、オプトアウトをどう考えていくのかも重要です。さらに、新技術をどう使っていくのかも重要だと思います。その上で、一次利用、二次利用の課題、また、政策手段をどう考えていくのかがポイントになると思います。

次のスライド以降では、金融での課題、医療での課題、教育での課題というのがありますが、これを全部見ていきますと、説明をした瞬間に私の持ち時間が切れてしまいそうですので、後でまた御質問があれば御説明させていただきたいと思います。

そこを飛ばして10ページに参ります。

検討の方向性としては、基本的にはデータ利活用の共通方針や機関の整備をしっかり行っていくことが重要ですが、他方で、公だけではなくて、コミュニティーや人材育成も含めて、共通の言語や社会的な土台を整備した上で、どうしてもタコつぼ化をしやすかったのがこれまでの議論ですので、タコつぼ化しないようにしていくことが大事と思っています。

分野ごとにどういうデータを利用したいのか、どういうふうに使っていきたいのかがそれぞれ異なっていますので、公的な関与がどのくらい正当化されるのかがございますし、また、議論の場とか共通機能の提供、法整備も一つの共通化・標準化の手法だと思います。こういったものも含めて、どういう形で公側のほうでもインセンティブの調整ができるのかを考察することになります。法整備で出してくださいという義務を課すこと自体も一つのインセンティブ設計になるかと思いますので、この辺りは稲谷先生などがそのうち御発表されると思いますが、そういう点があろうかと思います。

データの生成・提供・アクセスを考えていくに当たっては、各分野のインセンティブ構造を考えていくことが重要ですし、その中では公正な競争環境の整備が大事であります。特に金融などについては既に日本でも公正取引委員会が調査されたことがありますが、オープンバンキング自体、発祥とも言える英国では、競争当局がかなり関与して議論を行われていたこともございます。そのほかの分野でも、データの囲い込みにつながりやすいということは、競争環境の整備として一つ考えていく必要があろうかと思います。

一方で、消費者、中小企業等の利用者保護という側面も非常に重要だろうと思います。 ただ、これは個人データ、産業データ、それぞれのデータ保護をどうするかということを 踏まえながら、社会基盤の整備、アクセス条件の整備を、制度とシステムの両面を統合し て議論していくことで完成した姿になるのだろうと考えています。 次から、課題についてさっと見ていきたいと思います。12ページをお願いいたします。 総合的な戦略がやはり重要でして、どうしてもタコつぼ化すると申し上げましたが、利 用の目的とか政策の優先度、また、現在の状況をよく見た上で、政策課題を明確化した上 で、ステークホルダーのニーズがどこにあるのか、もしくはペインがどこにあるか、負担 がどういうふうに生じるかを、制度とシステムの両面で見ていくことが重要だと思います。 次のスライドをお願いいたします。

英国の場合ですと、この点については分野ごとに段階に応じた政策も準備しております。ですので、最初から1つの分野についても全ての事業者に義務づけるといった手法では必ずしもなくて、重要なポイントとか、大きい事業者とか、そういうものから始めていくといった手法であったり、また、最初に進めやすい分野を選んでいく際にも、それぞれ状況がもともと違いますので、それを踏まえながら段階を評価して進めていくことが重要だと思います。

次のスライドをお願いします。

データ利活用の目的として想定するものとしては、公益的な目的がありますが、その中にはもちろん防災、教育、医療へのアクセスもあろうかと思いますが、自動運転車の開発なども含めて考えていくことが重要であろうと思います。

次のスライドをお願いいたします。

公益的な目的を捉える際の視点で言いますと、典型的には個別分野で法制度とか政策によって特に実現を求めているものは、データ整備の必要性という点でも考慮していくことがあるかと思います。また、平大臣も最初におっしゃられていましたが、人手不足の解消が重要だと思いますので、多数の関係者の自動化とか省力化を図るようなことができるか、これが今の日本社会においては、かなり高い公益性があるテーマになってくるのではないかと考えています。

次のスライドをお願いいたします。

データの利活用の目的としては、そういう中で、もちろん経済活性化もございます。これは、新しい競争の促進、イノベーション促進ということもございます。一方で、極めて重要になってくるのは、エンドユーザーの利便性向上、もしくはエンドユーザーの保護です。これは情報が見られることによって、適切な意思決定ができるようになるということもあろうかと思います。

例えば、クレジットカードの使い過ぎを考えたときに、幾ら使っているか分からないのでは、余計に使ってしまうことになりかねませんが、利用額が見えていたら、それはまた使い込み対策の一部になるのではないかといったこともあると思います。どういう形でユーザーの保護も考えていけるのかがあろうかと思います。

次のスライドをお願いいたします。

データの利活用の目的については、米国などでは消費者金融保護局(CFPB)がオープンバンキングに関するアクセスの規則をつくっておりまして、政策効果とか政策目的、政策

ツールの関係性の整理を行っています。

ただ、米国のオープンバンキングのものについては、アクセス主体を銀行が自分で判断するようにという整理の仕方をしたこともあって、公表当日に銀行界から訴訟を受けたという状態であります。米国であってもデータ保護をどう図れるのかを適切に整備しておくことは重要な状況にあると認識しています。

次のスライドをお願いします。

産業データについても、少し検討してみております。欧州のデータスペースの整備や国際的な制度・標準との関係で対応を求められている場合には、産業界にも強いニーズがあるように感じております。いわゆる欧州電池規則とか、Catena-Xからの要請などのテーマの場合、カーボンニュートラルをはじめ、何らかのサプライチェーンに関する要求を欧州等が行ってくることがありますので、こういった点については利活用が進みやすい可能性があります。

一方で、こういったテーマは、経済制裁とかアンチマネーロンダリング、人権保護、人権のデューデリなども各国で法整備がされていますし、安全保障、公平な徴税担保、こういったものについても同様にインセンティブづけがしやすいテーマになる可能性があるのかなと思います。

また、重点的にイノベーションを推進しようとするような国家戦略がある場合も、その 戦略の重要な前提として整備を行っていくことがあろうかと思います。半導体、AI、人口 減少対策、防災といった説明がつくような場合があるかと思います。

次のスライドをお願いします。

公的介入が必要な分野・領域の明確化をしっかり行っていくことが重要かと思います。 公費が投入されていたり、独占産業である、基本的人権の確保にとって必要である、こう いったところがあろうかと思います。

次のスライドをお願いします。

データの生成・定式化・標準化ということで、データの提供者における標準化が必要になる場合もあるかと思います。これは、銀行やクレジットカード、病院という場合もあるでしょうし、電車・バス、タクシーのような場合もあろうかと思います。

他方で、提供者がということではなくて、情報をアグリゲートしたり、ハブの機能を行う事業者、事業者だけではなくて公的機関の場合でもマイナポータルのように裏側で整備する場合、そういうことでもいいかと思います。

そういったデータ整備に当たって、網羅性・正確性をどういうふうに要求できるかとい うのが重要であると思います。

次のスライドをお願いいたします。

内容によっては、データの最新性も重要になるかなと思います。マイナポータル経由の 検診等情報の確認は二、三か月後ぐらいになってしまうとなると、直近での医療には使い にくいということが出ると思います。交通の場合にも、静的データ、つまり運行情報のダ イヤだけではなくて、例えばどこの場所にいるかとか、コロナのときにはどのくらい人が 混んでいるかを動的データで出したこともありましたが、内容によっては動的データが必 要になることもあろうかと思います。

トラストの基盤についても、ID、電子署名、タイムスタンプ等のアップデートや、 E-DELIVERYなどをどう考えていくかは重要になるかと思います。

次のスライドをお願いします。

データへのアクセスの方式は、ここはテクニカルになりますので提示だけでありますが、 APIにするのか、スクレイピングなども許容する形にするのか、ダウンロードだけにするのか、こういった幾つかの考え方もあろうかと思います。

次のスライドをお願いします。

最終的にはセクターごとに検討していかなければ、利害調整もできないでしょうし、EUでもそうされていることは、生貝先生からも御紹介いただいたところかと思っております。他方で、セクター間をまたがった過剰な共通化は回避していくことも重要だと思います。IDや認証・認可については、共通で考えていく価値も高いのではないかと思っております。次のスライドをお願いします。

データへのアクセス条件というのは、データの生成自体について義務づけが必要かどうか、提供者としてどういうステークホルダーがいるのか、データ提供者、データ集積・交換者に対してエンドユーザーからのアクセス、データアクセス者からのアクセスを義務づける必要があるかどうかということがあります。これは銀行法などの中でも、実はこれは努力義務と書いているということもあります。

かなりスライドを準備してきてしまったため、データアクセスのアクセス条件は割愛を させていただきます。

続いて、基本的な考え方については、先ほど申し上げたところではありますが、やはり データ保護、競争政策、消費者保護等の理念を考えていくことが必要かなと思います。

31ページ、利活用の機関と監督機構、それぞれの整備が必要かと考えております。

32ページですが、データアクセスに関する規制というのは、セキュリティの対策ということにも関わってきますので、どの程度のリスクの把握をしていくのか、その中でどの程度の水準にしていくのか、分野によって異なる場合もありますので、そこを考えていくことも重要かなと思います。

続きまして、34ページであります。データアクセスに関する部分がありますが、利用者 保護がなされているような場合には、データアクセスに関して不要とできるようなケース も想定できるのではないでしょうか。

一方で、ガバメントアクセスに関しては、憲法上の重要な役割というのも関わってくる 部分がございますので、リスクマネジメントの対象として留意をしていくことが必要かと 思います。

課題⑩以降もさっと申し上げますと、プロファイリング、ダークパターンについての対

策が必要ではないかと考えております。

36ページ、課題⑪は、オプトアウトをどういう形で条件づけていくかがあります。

37ページでは、コンプライアンスコストの低減に向けて新技術を活用していくことも重要で、いわゆるPrivacy Enhanced Technologiesと言われる技術がございます。こういった技術によりリスクが合理的に減殺される場合は、アジャイルガバナンスの視点も踏まえながら効果を評価しつつ導入できるようにしていくことが重要ではないかと思います。

次のスライドをお願いいたします。

38ページです。一次利用時の課題については、特に個人情報に関する情報連携については同意の在り方を考えていくことが重要かと思いますし、実際、クラウド上のデータの取扱いの整理もこれから重要になってくると思います。

続きまして、39ページです。産業データについては、インセンティブ設計をどう行うかや、サプライチェーンでの協力関係の構築、また、データ共有に当たって営業秘密保護のバランスを取ったガバナンスを提供できているかが重要になろうかと思います。

分野間連携がなかなか難しいところもございますし、税データの取扱いをどうしていくかもあります。ここにはかなり貴重な情報が含まれますので、そこをどう捉えるかがあろうかと思います。

IoTデータなどについては、自動連携に向けたコンプライアンスの組み込みも重要になるのではないかと考えています。

次のスライドをお願いします。

40ページですが、二次利用については、公的な利用、学術的、研究開発目的での二次利用についての枠組みをどう捉えていくのかがあろうかと思います。政府のEBPMの推進の体系も考えていくことが必要でしょうし、統計などの情報の二次利用も含めて検討することが必要かなと思います。

次のスライド、41ページですが、二次利用に際して検討すべき枠組みとして、日本の政府に情報提供するような場合にも、単純に今の場合ですと民間ができるというだけですが、政府がどうして取得できるのか、取得をする根拠が十分に示されていないような場合だとなかなか難しいことがあります。そういった点に関する制度整備が必要かと思います。

政策手段については、データ連携のタイミング、さらに拡充していくタイミングなど、 段階的に考えることが必要だと思いますし、コンプライアンスの共通化や自動化が必要か と思います。また、協調行為の促進も重要になりますので、競争法上の整理も必要だと思 います。

次のスライドをお願いします。

ここで最後にいたしますが、国際連携の枠組みの議論と国内でのデータ連携の議論の架橋をしていくことや、EBPMとの連携、また、コミュニティー、人材育成なども含めて整備していくことが重要ではないかと考えております。

オープンデータに関する部分は、御参考で添付しておりますので省略いたします。

最後に、準公共のセクターについては、後で意見交換の際に時間があればコメントさせていただきたいと思います。

長くなってしまいましたが、御清聴ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございました。

続きまして、ゲストスピーカーとしてお招きしておりますが、次世代基盤政策研究所の 加藤尚徳理事に発表していただきたいと思います。

加藤理事、どうぞお願いいたします。

○加藤理事 ありがとうございます。

本日は、このような貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

我々、一般社団法人次世代基盤研究所は、略称をNFIと申しますが、NFIの活動は新型コロナウイルスの危機の下において、現在の国や社会の基盤となる政策や制度がもっとうまく機能することができたのではないかという反省から始まっています。先読みをしながら将来の政策や制度をデザインしていくことを理念として掲げております。このように、我が国の今後を左右する非常に重要な場で意見を述べさせていただきますことを改めて感謝申し上げます。

次のページをお願いいたします。

本日は、こちらのような内容でお話をさせていただきます。

我々NFIは、次世代基盤政策として、データを十分に活用できる政策の在り方を日々検討しております。そのような中で、昨今では特に医療データの問題について欧州の枠組みを参照しながら検討を進めております。

欧州の検討では、医療データの活用の前提となるようなデジタル政策全般についても非常に戦略的な検討がなされております。本日はそのような、より俯瞰的な視点も含めてお伝えできればと考えておりまして、この4点についてお話をさせていただきます。

また、参考資料としまして関係する資料もつけさせていただいておりますので、適宜御 参照いただければと思います。

次のページをお願いします。

具体的な内容に入ります前に、医療データを取り巻く現状の認識について触れさせていただきます。

最初に、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。皆保険制度の下で、 国内くまなく質の高い医療が提供されるという世界に冠たる医療保険制度が我が国にはありますが、医療保険制度の財政は拡大の一途をたどっております。また、地方における人口減少や、都市圏における大規模な高齢化など、課題が山積しております。このような中で様々な検討がなされておりましたが、医療データの活用もこのような課題解決の糸口になるのではないかと考えております。

本日もたくさんの分野のデータの活用が議論されていますが、特に医療分野では多種多様な大量のデータが日々生成されています。しかし、それらのデータは我が国ではいまだ

十分に活用されておりません。このような中で、こういった大規模なデータを活用することができたならば、メリットは計り知れません。

本日お話しをさせていただきますEHDSでは、欧州の4億4000万人分の医療データを一次利用、二次利用の両面で利用することが検討されています。

EHDSの目的は、1つには、COVID-19に対してEUの加盟各国がデータ活用で連携できなかったということの反省があります。しかし、このような反省の上に、さらに加えて質の高い医療をいつでもどこでも提供すること、そして、社会全体としてコストを削減し、さらにベネフィットを最大化するという狙いがあります。また、本日少し触れさせていただきますが、医療データのエコノミーを形成しようとしている、エコシステムを形成しようとしている、そういった部分もあります。

このような世界的な流れの中で、我が国もEHDSに伍する制度を形成する必要があるのではないか、あるいはそれ以上の制度を検討することも可能ではないかということをお願いしたく、本日はお時間をいただきます。

次のページをお願いします。

最初に、医療データを活用する上で目指すべき環境について触れさせていただきます。 次のページをお願いします。

医療データを活用する上で目指すべき環境としましては、大きく2つのことを我々としては想定しております。まず1つ目として、全ての国民に対する医療の質を向上させ、より適切な医療政策の立案、医学研究の発展、医薬品医療機器等の開発に資する医療情報システムを構築することです。EUにおいては、EHDSがその一形態であり、EHDSを経由して一次利用、二次利用の形で医療データが活用されることが想定されています。

そして、もう一つの柱となるのが、医療データの利活用を促進するために、情報基盤及び制度を整備することです。これには、情報基盤を整備すること、それから、先ほど落合先生からの御紹介にもありましたような標準化とかID制度を形成していくこと、こういったものが含まれます。そして、こういったデータ利用には欠かせないのが法的権利保護の制度になります。これらを実現するということです。

次のページをお願いします。

そして、そのモデルとなるのがEHDSです。先ほどから何度か言及をしておりますEHDSですが、我が国が目指すべき環境に対して非常によいモデルになるのではないかと考えています。

こちらの右下の図のような形でEHDSの構想というものは考えられておりますが、各国のデータを、中央プラットフォームを経由して、一次利用、二次利用の双方で活用することが検討されています。EHDSの詳細については参考資料も添付しておりますので、そちらも御覧いただければと思います。

次のページをお願いします。

次に、我が国における医療データの利活用の現状と課題について触れさせていただきま

す。我が国の医療DXの現状については、厚生労働省が多くの資料を公表しておりますので、 ウェブサイトなども御参照ください。

我々NFIは、現状に対してこちらのような3つの課題があると認識しています。

まず1点目として、グランドデザインを欠いているため、各システム間の相互運用が十分とは言い難いことです。この結果、全体として複雑なシステムになってしまっています。 2点目として、リスクベースによらず、同意偏重のデータ利用が検討される傾向にあるということです。この結果、データ活用を硬直的な匿名化や仮名化の検討によらざるを得ず、 貴重な情報資源の利活用が妨げられているという現状があります。 3つ目として、データ活用においてIDの議論がおざなりになっているということです。この結果、マイナンバーの活用が進まず、本人のデータ識別・照合にコストがかかり、また、誤結合のリスクが存在しています。

次のページをお願いします。

では、我が国の医療はどのような方向に向かうべきなのでしょうか。基本的な考え方としましては、こちらにお示しした3点です。シンプルで、明確かつ強固なデザインに基づくシステム基盤を実現すること。一次利用においては、患者が最善の治療を受けることができるように、医療データの利用を可能にすること。二次利用においては、同意によらないリスクベースの評価に基づいた利用を実現すること、であると考えております。

そして、これらを実現するために、医療情報特別法を制定し、安全に医療データの利活用を促進すべきです。現行の個人情報保護法では、医療情報の利活用を制約し、かつ、個人の権利保護も十分とは言えません。特別法、そして、個人情報保護法の両面において、早急に検討を進めるべきであると考えます。

次のページをお願いします。

さて、以上のように、今後の具体的な方向性について提示をさせていただきましたが、 具体的な方向性が立脚する前提についてもしっかり検討すべきだと考えております。

そこで、医療データのエコシステムを前提とした検討の必要性についても言及をさせて いただきます。

次のページをお願いします。

先ほどもグランドデザインの参考として御紹介をしましたEHDSですが、実はEHDSの実装においてはエコシステムの検討も行われております。加盟各国においては、影響評価が実施されております。

影響評価では、こちらにお示しをしておりますようなプロセスと利害関係者の関与・明確化と評価、主なコストドライバーの抽出、実装シナリオの検討、財政的分析、その上でベネフィットの検討といったものが具体的に検討されております。

次のページをお願いします。

そこで、我が国においてもEHDSをベンチマークとして、コストドライバー、そしてベネフィットの分析を行うべきではないでしょうか。

例えば、こちらでは案として提示をさせていただきましたが、データ項目・利用目的・ステークホルダーを整理し、EHDSの実装に当たって実施された影響評価について、比較対象として分析をし、我が国における医療データを取り巻くエコシステムを整理した上で、コストドライバーやベネフィットを分析するということが考えられるのではないでしょうか。

以上のような具体的な要件を明確にした上で、実際に生じるコストやベネフィットを基 に政策を論じる必要があるのではないかと考えています。ステークホルダーのイメージを 一致させた上で、同床異夢とならぬように、具体的に着実に検討を進めるべきであると考 えております。

次のページをお願いします。

以上のような医療データ活用の政策を実現するためのもう少し広い視点についても触れ させていただきます。

次のページをお願いします。

こちらは、先ほど生貝先生からも御紹介をいただきましたデータガバナンス法やデータ 法を含む資料になります。

EHDS法案の欧州委員会提案について、その最初の資料の中で、ここに挙げさせていただいているような法律が言及されています。

この理解としましては、EHDS法は単独では成り立っておらず、複数の制度に支えられていることが理解できます。また、EHDS法を含むデータ利活用に係る法制度は、欧州委員会の前政権におけるデータ保護検討、つまり、これはGDPRやNIS指令になりますが、こういった検討に基づいています。

我が国では、データ保護、つまり個人情報保護においては、どうしてもデータ利活用を妨げるという印象を持たれることが多いのですが、欧州のこういったものを見ると、強力なブレーキを装備することで、より大きなエンジンで思い切った加速ができるような制度をつくっている、そういうふうに理解できるのではないでしょうか。

次のページをお願いいたします。

また、欧州委員会は、EHDSにとどまらず、そのほかのデータ活用が期待できる分野においても、今後の展開の可能性を示しています。産業、金融、移動、エネルギー、行政、スキルなども含まれています。各分野の詳細については、先ほどの落合先生、生貝先生の御報告でも触れられたとおりです。本日の検討会の射程とも共通点が多いのではないでしょうか。

次のページをお願いいたします。

こちらは、NFIにおいて、今後の情報法制を考える上で、欧州の制度を参照するために作成した資料です。欧州における様々な関連法制の整備状況を見ていきますと、段階的に各層の検討が戦略的に進められていることが理解できます。

次のページお願いします。

こちらの資料は、これらのEUでの検討状況に対して、我が国の状況がどのようであるかであるかを整理した資料です。欧州に比べまして、既存制度との整合性の検証、対応する政策論の有無、政策分野の網羅性という点において、我が国は課題を有するという認識です。

次をお願いします。

最後に、このような検討する時期がまさに今であるということについて触れさせていた だきたいと思います。

17ページをお願いいたします。

こちらは、EHDSの今後の実装に関するスケジュールをまとめたものです。今年の5月から6月にかけまして、NFIでは欧州委員会をはじめとした欧州の機関に対して実際に現地を訪れまして調査を実施しました。こちらのスケジュールは、それらの複数の機関から得られた回答をまとめたものになります。複数の機関からの回答で齟齬がない部分をまとめております。

このスケジュールの状況から、2つのことが理解できると考えております。1つ目は、EHDSの実装の前提として、まず規則によって大枠が定められ、次に実施法令によって細則が設けられ、具体的な実装に移るスケジュールが予定されているということです。もうつは、最終的な実装までは、制度の議論を開始した2022年を起点としますと、約15年間の期間が想定されているということです。

これらの事柄から、我が国においても、まずは特別法においてグランドデザインを定めること。そして、それは一定の期間をかけて実装を想定すべきであるということではないでしょうか。

さらに付け加えますと、EUが加盟国間での調整という課題を抱える中で、我が国が今議論を進めることができれば、EUに追いつき、そして、追い越すことも可能ではないでしょうか。検討の時期は、今まさにそのときではないのでしょうか。逆に申しますと、今キックオフできないと機を逸してしまうのではないかという問題意識を持っております。

次のページをお願いいたします。こちらのページが最後となります。

まとめとしまして、全体の振り返りも兼ねて今後の課題について触れさせていただきます。こちらの4点が今後の課題として考えている内容です。工程表の作成、その根拠となるコストの計算、国民社会とのコミュニケーション、そして、特別法の実現を進めるべきであると考えています。

欧州では、具体的な議論がされる中で、うまくベンチマークとしてEHDSの状況を活用しながら、世界に冠たる我が国の医療制度を維持・発展していく最後の機会が今かもしれないということを危機感として持っております。

私からの報告は以上となります。お時間をいただきまして、ありがとうございました。 ○森田座長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、岩村構成員から発表をお願いいたします。

○岩村構成員 経団連の岩村でございます。

最後になります。少々お付き合いいただければと思います。

11月にデジタル行財政改革会議が開催されまして、東原構成員から頭出しをいただいておりますとおり、経団連では「Society 5.0 for SDGs」を実現すべく、データ連携・利活用を通じた価値の創造に向けて取り組んでいるところでございます。

こうした問題意識を踏まえまして、産業データスペースの構築に向けた考え方、ヘルスケアデータの連携・利活用に向けた具体的な要望、こういったものについて申し上げたいと思います。前のお三方のプレゼンとも若干重なるところがございますけれども、御了承いただければと思います。

それでは、お手元の資料に沿って、まず産業データスペースに関する提言の概要を御説 明申し上げます。

次のスライドをお願いいたします。

既に御紹介がございましたけれども、EUの動向でございます。ESG投資が拡大する中で、デジタル製品パスポート、いわゆるDPPの導入等、環境規制が強化されています。こうした動きを背景に、グローバル・サプライチェーンにおける製品のCO2の排出量とか、原材料などに関する情報開示のニーズが増大しているところであります。また、商品の品質に対する消費者の関心も高まってございます。こうした中、EUでは、製造業等に関する産業データスペースの社会実装が進展しているところであります。

データスペースと申しますのは、企業、業界、国の垣根を越えて信頼性のあるデータを 連携する仕組みでありまして、製造業など産業向けの産業データスペースも始動していま す。

この産業データスペースの前提となるのは、データ提供者がデータの開示範囲・用途を 決定するデータ主権にほかなりません。そして、通信相手がなりすましでないという本人 性や、データが改ざんされていないという真正性、これを証明するトラスト基盤の上に構 築されているというのが特徴でございます。

次のスライドをお願いいたします。

目指すべき産業データスペースのイメージであります。とりわけ、底辺にあるオレンジ 色のトラスト基盤が産業データスペースの肝ということになります。

次のスライドをお願いいたします。

我が国の現状でございます。経済産業省主導によって、データ連携基盤「ウラノス・エコシステム」が構築されて、蓄電池のトレーサビリティーといったユースケースも始動するなど、我が国でも一定程度進展が見られているところであります。

しかしながら、政府が各企業の実在性を保証する公的なトラスト基盤の整備は検討の途上でございまして、EUのデータスペースとの相互運用性を有する産業データスペースは国内で未整備という状況であります。日本の企業は自らの真正性を日本国内で証明することができず、海外のデータスペースにおけるトラスト基盤を利用することを余儀なくされて

いるのが現状です。

そこで、国境を越えたデータ連携・利活用を促す観点から、政府が戦略性を持って公的なトラスト基盤を整備し、国際的に相互運用可能な産業データスペースを構築する、こういったものが急務であると考えてございます。

今なぜ産業データスペースの構築が必要かというのを5枚目に整理してございます。その意義として、まず、データスペースを通じたデータ連携・活用によりまして新たな価値・サービスを生み出すことがひいては産業競争力の強化につながるということであります。

第2に、GXやサーキュラーエコノミーといった環境問題をはじめとする地球規模課題の解決には、企業・業種、さらには国境を越えたデータ連携が必須でありまして、そのためにはデータスペースが必要となります。

第3でございますけれども、冒頭にも申し上げましたとおり、環境面をはじめとした製品の品質や製造工程に係る情報の開示・規制に対応する上で、データスペースが必要になるということであります。

次のスライドをお願いいたします。

こうした便益をもたらす産業データスペースの構築に向けて、官民が連携して着実かつ 迅速に実現を図るといったことが肝要であります。その観点から、官民が取るべきアクションとして6つ列挙してございます。

まず、デジタル庁のリーダーシップの下で、経産省とも連携しながら、産業データスペースの社会実装に向けた政府全体の戦略と工程表を早急に御提示いただきたいと思ってございます。とりわけ最優先に取り組むべき事項として、トラスト基盤の整備を位置づけた上で、所要の環境整備を体系的に推進していくことが必要だと考えてございます。このトラスト基盤でございますけれども、産業データスペースの信頼性・相互運用性の大前提となるものであります。

続いて、第3のステップとして、全くの白紙から産業データスペースを構築するのではなく、既存のデータ連携システムを官民で拡充していくことが有効と考えてございます。

例えば、先ほど申し上げましたウラノス・エコシステムは、ユースケースの運用を含め 具体的な実装が進んでおりますので、既存のウラノス・エコシステムにトラスト基盤をい わば具備させることで、国際的な信頼性・相互運用性を加えていく、こういった現実的な 対応も考えられるところかと思います。

次のスライドをお願いします。

第4に、官民による適正なコスト負担であります。一体誰がお金を出すのかという話でありますけれども、産業データスペースは日本のあらゆる産業のDXを支える社会インフラでありまして、デジタル社会における準公共財と位置づけられます。このため、立ち上げの初期段階では政府の予算を抜本的に拡充いただきたいと考えます。

他方で、管理・運営にかかるランニングコストにつきましては、産業界が応分の負担を 負うことが適切ではないかということであります。ただし、データスペースにおいてはサ プライチェーン上の全ての企業の参加が必須でありまして、中小企業に対して政府の御支援が欠かせないのは言わずもがなであります。

第5に、産業データスペースの広範な利活用を促進していく観点から、官民で魅力ある ユースケースを創出し、具体的なメリットを幅広い業界・企業に訴求していく必要があり ます。

最後に、いわゆる国際展開に向けまして、官民でアジア・ゼロエミッション共同体、いわゆるAZECといった枠組みも活用して、ASEANの有志国・地域を巻き込んでいくことも有効と考えます。さらに、EU等海外の産業データスペースとの相互運用性の確保に向けまして、トラスト基盤の国際相互承認や国際的なルール形成、こういった議論を日本がリードしていくことも必要かと考えてございます。

次のスライドでございます。

経団連による具体的なアクションであります。冒頭に申し上げましたとおり、EUのDPP等の動きを踏まえれば、国を挙げて提言の内容を早急に実現していくのは待ったなしの課題です。こうした認識の下、私どもは官民協議の場を設置したいと考えてございます。関係省庁・団体等が一堂に会することによって、各所の取組を連携させ、トラスト基盤を備えた産業データスペースの構築を加速してまいりたいと考えてございます。

そこで、現在、こういった官民協議会の設置に向けた準備委員会を発足させまして、関係省庁・団体の皆様とのディスカッションをスタートしたところであります。

まず、関係者へのヒアリングを通じまして、国内外の関係する取組の全体像をマッピングして、DPP等も念頭に、産業データスペースによって実現する具体的なユースケースを特定していきたいと考えてございます。

次のスライドです。

続いて、ヘルスケア分野におけるデータ利活用でございます。

経団連では、「Society 5.0 for SDGsとは、多様な主体によるデータの連携・利活用によって、社会に新たな価値を創造すること」と位置づけ、推進してきたところであります。とりわけヘルスケア分野につきましては、データの利活用が幅広い人々のウェルビーイングの向上につながることから注力しております。

次のスライドをお願いします。

ヘルスケアデータの利活用によって目指すべき姿であります。こちらのポンチ絵にございますとおり、一人一人の国民の出生前からのライフコースにわたるヘルスケアデータを連携させることで、国民自身による健康管理の促進や医療の質の向上、研究開発の促進、適切な政策形成、ヘルスケアサービス提供者の負担軽減、さらには医療費の適正化といった便益が得られます。この実現のためには、①ヘルスケアデータ利活用の基盤となる制度・仕組みの整備と、先ほど来挙がってございます、②EHDSの日本版の整備の2つが鍵となると考えてございます。

このデータ利活用基盤と日本版EHDSの整備は、このスライドに記載しているとおり、へ

ルスケアデータに関わる様々な課題を解決する上でも有効であると考えてございます。

以上、駆け足となりましたけれども、我が国の競争力強化や地球規模課題の解決に資する産業データスペースの構築、さらには国民のウェルビーイングを実現するヘルスケアデータの利活用について、考え方をお示しいたしました。

先ほど御説明いただきました次世代基盤政策研究所、また、日本製薬工業協会をはじめ、 皆様の御知見もいただきながら、医療データの利活用の在り方に関する議論を深めていけ ればと考えてございますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございました。

4人のプレゼンターから御発表をいただきましたので、これから議論をしていただきたいと思います。今日は第1回目ということでございますので、どういう問題があるか、どういう論点があるかということを幅広くプレゼンをしていただいたと思っております。

これから、御質問、御発言をいただきたいと思いますけれども、できるだけ論点を共有して問題を考えていくということで、本日はできるだけ多くの構成員の方に御発言いただきたいと思いまして、白熱するような議論は次回以降にしたいと思っております。そういう趣旨で進行させていただきたいと思いますので、これから御発言のある方は適時ネームプレート、オンライン参加の方は挙手ボタンを上げていただいて、発言の意思をお伝えいただければと思います。いかがでございましょうか。

稲谷構成員、口火を切ってください。

○稲谷構成員 よろしくお願いいたします。

誰も御発言がないようですので、取りあえずつなぎということでお話をさせていただければと思います。ただでさえ複雑なテーマに、4つも非常にボリュームのある御報告をいただきまして頭が混乱ぎみではあるのですけれども、思いついたところを大きく3点ほど述べさせていただければと思います。

最初に、今回、個人起点、社会起点という視点が示されていて、私もその大まかな整理 に反対するものではないのですけれども、必ずしもそれが対立するものではないというと ころも一つ重要なポイントなのかなと思います。

まさに加藤様や落合構成員がおっしゃられたように、個人の側で最大限よいサービスを受けようということを考えた場合には、そもそも社会の側が起点になってデータの分析等が進んで治療法が開発される等のことがないと実現されないところがありますので、この2つはやはり両輪なのだと考えるべきだろうと思います。要するに、この両輪がうまく相補的にかみ合うようなサイクルをどのようにつくっていくのかということが一つ重要なポイントなのかなと思います。

両者の相補的なサイクルを考えるにあたって2つほどポイントがあるかなと思っています。1つは、このサイクルを進めていくためのある種法規範的な理念になりそうなものとして、幸福追求権というものを中心に考えていくべきではないかと思っています。

従来幸福追求権は、特にデータとか情報との関係では情報濫用等の望ましくない事象を防ぐという観点から非常に強く主張されてきたところがあるのですけれども、本日も構成員の先生方から御紹介がありましたように、近年、海外でも日本でも様々な場面でむしろデータを利活用することによって個人のウェルビーイングが向上することが明確になってきており、それが幸福追求権の理解にも関係し始めていることが重要かなと思います。例えば、テクノロジーに関する法律の分野でOrly Lobelという先生がいらっしゃるのですけれども、彼女なんかはむしろ積極的に個人のウェルビーイングを増進させていくために、データに基づいて平等かつ最適な取扱いを受ける権利を認めていくべきだということを言っています。

つまり、大きな視野に立った場合、もちろん濫用等の問題は依然残りますから、そうした事象から生じるコストをどう合理的に低減するのかという視点は重要ですが、しかし同時に、データの連携によってベネフィットをどうやってより大きくできるのかと視点も正面から捉えて、幸福追求権というものを、これはウェルビーイングの実現に直結する法規範でございますから、これをデータ連携に関する議論全体の一つの指導理念として考えていくことがよろしいのかなと思います。以上が1つ目のポイントです。

2つ目は、理念はそうかもしれませんけれども、現実にどうするのですかという問題があると思いますので、そこに関するものです。実はこの点についても、もう構成員の皆様から御指摘のあったことの繰り返しになるのかなとも思うのですけれども、重要な点としては、具体的なユースケースを念頭に置いて、領域横断的に、かつテクノロジー・アーキテクチャと法を統合的に組み合わせて運用する、リスクベース・アプローチのフレームワークに基づいて議論を進めていくということかと思います。

例えば、今日も幾つか御指摘がありましたが、現行法においては、「同意」というものが非常に重要な地位を占めていることは疑いがないわけですけれども、それがリスクのコントロール、特にリスクの低減という観点から具体的にどういう差分をもたらしているのかということは、場面に応じて突き詰めて考えたほうがいいのではないかと思います。

例えば、医療データにつきまして、資格を持ったお医者さんが研究目的でアクセスすることを考えてみますと、そのアクセスに患者さんが同意を与えるかどうかということによって、患者さんに生じるリスクにどの程度差分が生じるのかが問題になりうると思います。お医者さんは国家資格を持っておりますし、お医者さんに向けた倫理規範や法的規範は既に存在し、さらに、これは理想形ではあるとは思いますけれども、加藤様がおっしゃられたように、個人識別性の高いIDを利用して、責任を持ってアクセスをコントロールできるガバナンスを導入しうるとして、そのようなガバナンスが整備されてなお、患者さんから同意を得るということが、患者さんに生じるリスクの低減という観点から何か差分をもたらすのかといったことを具体的に突き詰めて検討することが、「同意」の意義を考える上で極めて重要なポイントではないかと思います。この点の議論がクリアになされないと、どうしても議論が抽象的なものに流れてしまって、データ連携を通じて個人のために最も

よいサービスを提供することの障害を生むことになりかねませんので、現行法における「同意」などの法的措置の、リスク低減における具体的な機能をきちんと考えていくというところが大事なのだろうと思います。

それから、リスクを考えていくときに、今のお医者さんのお話とも関係いたしますし、落合構成員の御指摘とも関係するのですが、メンバーシップがもたらす差分も考えるべきだと思います。どういった主体がどのようなデータにアクセスするのかによって、特にデータの濫用や悪用のリスクがかなり変わってくるかと思います。メンバーシップとの関係でいうと、データ連携を望む主体の、データガバナンスやデータコンプライアンスがどのぐらいしっかりしているのかというのも一つの指標になりうると思います。この点は、データの管理のシステムアーキテクチャがどのようなものになっているかとも密接に関係しますので、そういった点も視点に含めなければいけないと思います。

これらの点と関係して、リスクがある程度きちんと把握できているということになってきますと、落合構成員の御指摘にもあったと思うのですけれども、PETsのようなテクノロジーを利用してどのぐらいデータガバナンスやデータコンプライアンスを自動化できるのかという視点も極めて重要になってくると思います。

ここは、既に各国でこういった議論が始まっているということの単なる紹介になってしまうのですけれども、GDPRから始まって、域外適用を伴う非常に重たいコンプライアンスコストを伴った規制が拡大していっていること自体が、実は反競争的な効果を持っているのではないかという指摘が様々なされ始めています。つまり、そういった過大なコンプライアンスコストに耐えられるのは、現実問題として結局大企業に限られてしまうわけでして、そこにますます富が集中してしまうことになるのではないかという指摘です。そうすると、結局、過大なコンプライアンスコストをもたらす規制というのは、イノベーションの促進という観点からも、健全な競争という観点からも望ましいことではないだろうという問題意識に基づいて、例えば、コンプライアンスコストを自動化技術を使って下げるという方策が、この点に対する解決をもたらしうるのではないかが議論されています。

それから、これは岩村構成員がおっしゃられたように、特にサプライチェーンを意識してデータスペースを拡充するときには中小企業さんにも入ってもらわなければいけないという問題もあります。そうなってくると、先ほどのメンバーシップのような話を考えるときにも、例えばこういった技術的措置を使っておけば、かなり費用を抑えてデータスペースに入ってもらうことができますよといったことを考えていかないと、最終的に望ましいデータの利活用に進んでいかないおそれがあるのではないかとも思いました。

それから、落合構成員から突然話を向けられて何だろうと思ったのですけれども、データの提供といいますか、データの収用のような問題がひょっとすると、特にCPSを使うと、CPSについては生貝構成員からも御指摘がありましたけれども、その安全性の問題と関係して出てくるのかなと思います。

どういう場面かと申しますと、例えば、自動運転システムですとか、様々な複雑なシス

テムの安全性に関して、それを改善するためにデータが必要だという場面を想定します。 そのときに、ある企業さんが持っているデータがもし手に入ると、それがどういう状況か というのは私には具体的に分かりませんけれども、仮にそれが手に入ると、劇的に国民全 体の安全性に影響が及ぶとします。仮に、そのようなデータの連携によって、その自動化 システムが安全であり信頼できるとなれば、規制のコストも下がりますし、さらには人口 減の問題も対応できるということになって、非常に大きな公益が出てくることになるわけ です。

これがいいアナロジーかどうか分からないですけれども、言ってみれば、データに関してある種の一坪地主さんみたいな状況が考えられるケースがあるのだろう。そうなってくると、恐らく安全性の向上を目指してデータの提供命令や提供の義務付などをすることを考えたときには、収用のような方法を考えないと適切ではないのではないかと思います。というのも、適切な対価を払って収用するといったことを考えないと、とにかく出せというだけでは、例えば、どのようなケースか具体的に言えと言われると難しいのですが、一坪地主さんみたいになっているということは、あまり誰も見てなかったデータに着目し、しかもそれがビジネスとして成功したということを意味している可能性もあるわけでして、せっかくリスクを取って先行投資を行なって、しかもこれが成功してから一方的に重要だと認定され、ただで出せと言われると、それはそのような投資を行うインセンティブが社会的に下がってしまうという問題もあると思うのですね。

ただ、収容を行うとしても、その価格づけをどうするのかといった問題は非常に難しい。 インセンティブ整合性が関わる論点だと思いますので、法と経済学の知見とか、経済学の 知見などをお借りしながら設計することになるのかもしれませんが、この点をどのように 考えていくのかというのも重要な問題になるのかなと思いました。

散漫ではありますけれども、以上3点、私のほうからコメントさせていただきました。 ありがとうございました。

- ○森田座長 ありがとうございました。次に御発言を希望される方はどうぞ。いかがですか。オンラインで参加の先生方も。越塚先生、お願いします。
- ○越塚構成員 ありがとうございます。

途中からの参加で全て聞いていないのですけれども、全般的なことで申し上げたいと思います。

今回、この議論の中でデータスペースの話も出てきて、以前と比べると隔世の感があって、こういった議論ができるようになったということは非常にすばらしいなと思って伺ってまいりました。

今回、行財政改革の中でこの話がある中で、議論すべきことの中に、ここで制度とシステムという話がありますけれども、もう一つ重要なことは、制度に含まれるかもしれませんが、体制の整備をどうするかということが非常に重要ではないかと思います。

先ほどの経団連さんのお話にもありましたけれども、国全体のデータ戦略を常に担っていく司令塔になるようなデータ戦略会議のようなものの設立であるとか、また、政府側もこの政策を実現していくための体制、これは中国で言うと国家データ局みたいなものがあったり、米国であればNIST、National Institute of Standards and Technologyがございますけれども、こういったものがあるからデータというのは進んでいく。やはり体制というのは非常に重要ではないかと思います。

日本の場合は、それを省庁横断でやっていくのか、また、省庁内でもそういうものがあるということとは、日本の体制の場合だと必要なことなのかもしれないと思います。

2番目に、技術的にはAIとかデータセンターというのは、データの上位になるものとそれを支えるハードウェアのインフラという面がありますけれども、そことの連携とか議論・検討が重要だと思っております。

3番目に、これは経団連さんがおっしゃっていただきましたけれども、やはり国際展開です。これまではヨーロッパが大分進んでいたこともあり、ルックヨーロッパ、ルックEUみたいなところがありましたけれども、今後展開を考えると、産業マーケットを考えてもアジアへの展開が非常に重要だと思いますので、それを日本としてどのように行っていくかという議論が重要だと思います。

あと、これを実現していく上で明らかにミッシングパーツになっているものは、これも 御指摘がありましたけれども、トラスト基盤だと思います。これは個人に関してのトラス トもあれば、法人に対するトラストもございますので、これに関しては何らかのことを早 急に進めていく必要があるだろうと考えます。

以上でございます。

- ○森田座長 ありがとうございました。それでは、続いていかがでしょうか。安中構成員、どうぞ。
- ○安中構成員 製薬協の安中でございます。

私ども製薬協を構成員として加えてくださったことを、まず平大臣と事務局の皆様に御 礼申し上げます。

私どもが扱っている医薬品といいますのは、単なる薬という物質だけではなくて、例えば添付文書に記載された情報とかエビデンスがあって初めて医薬品としての価値を持ちます。そのデータがなければ、単に薬が効く効かないだけではなくて、下手をしたら毒になることもございます。このデータは、研究とか開発の段階にも必要でございますし、市販後の安全性監視にも必要でございます。

それから、私ども製薬企業は、内資系企業、外資系企業を問わずグローバルで活動しています。本日御紹介いただきましたEHDSをはじめとして医療データ基盤の構築は海外で進んでいます。我々はどうしてもデータを使わなければいけないので、仮に日本でデータ基盤の構築、それから、データの利活用を後押しするような法制度整備が遅れてしまいます

と、日本で創薬をしようという意思決定ができなくなってきてしまいます。これは決して 大げさな話ではなくて、既に製薬協の一部の例えば研究とか開発の担当者からは切実な声 として実際に聞かれております。

このような状況を放置しますと、ドラッグ・ラグとかドラッグ・ロスが今非常に深刻な問題となっておりますけれども、これがさらに悪化するものと考えております。これはまさに我々の不利益ということではなくて、国民の皆様の不利益、私も一人の患者として国民の不利益になるということで大変憂慮しております。

こうした背景を踏まえまして、私ども製薬協は2023年に政策提言を取りまとめております。その中には、まさに今日議論になりましたEHDSを参考にしてデータ基盤をつくりましょうという話、それから、個人情報保護法の特別法をつくっていただきたいということを盛り込んでおります。

その上で、これまでに行政の皆様とか、国会議員の先生方、関係ステークホルダーの先生方と議論を重ねてまいりました。こうしたことから、本日先生方から御提案いただいている方向性と論点につきましては、私どもとして大変共感し、賛同するところでございますので、ぜひ次回もデータ利活用を推進する方向で前向きな御議論をいただけるとありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、次にどなたか。

岡田構成員、どうぞ。

○岡田構成員 ありがとうございます。

2点ほどございまして、1点目は、今日のヨーロッパでの議論は、医療領域といった個別領域からデータ法といった全体領域に至るまで大変勉強になりました。

他方で、私はヨーロッパとの関係ではGDPRとかAI法などに実務で接する機会が多いのですけれども、彼らの法律や発想は、我々から見ると課題も少なくありません。

そういう意味では、データ法や医療のEHDSについてはまだ実際の運用が開始されていないというところはあるのですけれども、彼らの法律の学ぶべき部分と他方で課題と思われる部分を、それぞれきちんと正確に評価して分析していく必要があるだろうと思っております。

GDPRのようにブリュッセル効果が比較的よく効いている例もあれば、AI法のようにグローバルで見れば現時点では必ずしもそうではない例もあります。そのような点も含めて、きちんと検証していく必要があるのかなと思いました。

例えば、データ法のポータビリティーについて言うと、データ法自体はまだ運用が開始 されていないわけですけれども、GDPR等でデータポータビリティーの運用の実績がある中 で、そこから見えてきた課題も少なくとも個人データの局面ではあると思っておりまして、 そのような点も含めてきちんと精査する必要があるのかなと思っております。

2点目として、今日は特に医療分野でのご説明が充実していましたが、お話を聞いてい

て、医療以外の部分にも実は共通する課題だなという発見も結構ありました。産業別、医療とか金融とか教育ごとの課題は重要である一方で、分野横断的に対応しないといけない課題もそこから発見することができたのかなと思っていて、どこまでを産業別の取組とするのか、どこから横断的に検討するのか、また、先ほど加藤さんからのお話で、例えばヨーロッパでもEHDSとGDPRは、ブレーキとアクセルがきちんと利いている、両輪の関係にあるという趣旨のお話がありましたけれども、それも非常に重要で、それぞれの個別の産業とか個別の技術の議論ももちろん大事ですが、個人情報保護法などの一般法とセットで全体的にアクセルとブレーキを考えていかないといけないところがあるので、そういった連携も含めて論点が落ちないようにしていくことも大事なのかなと思いました。

以上2点です。

- ○森田座長 ありがとうございました。それでは、阿部構成員、どうぞ。
- ○阿部構成員 日立製作所の阿部です。

説明ありがとうございます。大変勉強になりました。

私は、コネクティブインダストリーズという部門を担当しておりまして、工場とか、医療とか、流通の現場で使っていただいている設備やハードウェアを開発、メンテナンスしている部門でございます。

産業データスペースについて少しコメントを差し上げます。今、フロントラインワーカーと呼ばれることが多いのですけれども、現場で働く人の労働人口がぎゅっと減ってきて、ベテランの方、ノウハウを持っている方が定年退職で徐々にいなくなるということで、それは御承知のように社会問題だと認識しています。そこのところに、デジタルとかデータを使って生産性を上げていくといったことは非常に意味があることだと思っております。私ども日立グループでも「Lumada」という名前で、サプライチェーンの中で、現場でメタバースを使ったり、生成AIを使ったりして生産性を上げていくことや、あるいは、現場作業の安全性とか、品質を上げていくような取組をやっています。

そういった観点で言うと、産業データスペースで企業間とか業種間、国をまたがってデータが流通されるということは、新しい価値ができることになり、大変意味があることだと思います。

一方で、データを出す側からすると、出し損というか、出したことによってメリットがないということが懸念されて、あるいは誰かが利益を独占するみたいなことが危惧されるわけです。そういった部分への法整備とか制度設計がとても重要なのだろうと思っております。

もう一点は、デジタル貿易赤字が5兆円とか6兆円と言われておりますけれども、そこをいかに抑えた中で我が国としてこういったデジタルを進めていくのかというのがもう一つの重要な観点ではないかなと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

依田構成員、お願いできますか。

○依田構成員 資料3の4ページ目について、2点だけ私のほうから述べさせていただきます。

第一に、こちらに記載されている競争政策に関するプラットフォーマーの取引透明化法 とスマホ競争促進法の民間会議において、ワーキンググループの座長を務めております。 現在、スマホ競争促進法については、今年国会で成立し、ガイドラインの策定を進めてい るところです。

今回の検討において重要だと考えますのは、いわゆる巨大IT企業、特にアメリカのグーグルやアップルのようなプラットフォーマーが競争政策に関連し、プライバシーやセキュリティの重要性を強調している点です。彼らは、プライバシーとセキュリティを保護する名目でサードパーティーアクセスを制限し、データ共有を抑制する傾向があります。

ここで指摘したいのは、個人情報保護法に基づき、プライバシーとセキュリティの保護は当然重要ですが、これが競争政策の文脈において巨大IT企業によって主張される場合、彼らのデータ寡占や複占を強化する意図が含まれている可能性があるという点です。そのため、データ政策を検討する際には、プライバシーやセキュリティが多層的な意味を持ち得ることについて議論する必要があると考えています。

第二に、これに関連して、本日提示されたビジョンの5ページ目にある「個人起点のデータアクセス」と「社会起点でのデータ利活用」という視点について述べます。私は、事務局が提示した「社会起点でのデータ利活用」に賛成です。確かに、巨大IT企業が自社ビジネスのために集めたデータを利用することには一定の合理性があります。しかし、医療データ、金融データ、電話、電力、ガスといった公益事業データは、税金や社会保険料、公共料金といった社会的な資金で構築されたものであり、高い公益性を有しています。

そのため、こうした公共性の高いデータが巨大IT企業によって寡占化され、データの占有が進むことを防ぐための措置が必要です。特に、国民のセキュリティの観点から、データの適切な保護が重要だと考えます。

社会起点でのデータ利活用を推進することは極めて重要ですが、同時にデータ保有者に対してオープンアクセスを義務付ける仕組みや、一定の規制を設けることも必要ではないでしょうか。このような枠組みの整備が、社会全体の利益につながると考えています。 以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

大変重要な御指摘だと思います。

それでは、まだ御発言のない方で発言を希望される方はいかがでしょうか。 宍戸構成員、どうぞ。

○宍戸構成員 東京大学の宍戸でございます。

私はデジタル行財政改革会議のメンバーでもございまして、データ利活用に関して全体的な検討をすべきでないかと私自身も考えて申し上げてきたところでございますので、本日こういった形で御議論が始まったことは非常に感慨深いものだと思っております。

まだ初回でございますので、少し発散的でもよろしいだろうということで、若干申し上 げたいと思います。

第1に、事務局御提出資料の資料3の論点4です。今日は議論の性格上そちらにあまり行かなかった部分もございますけれども、「官民でのデータの利活用」、BtoG、GtoG、GtoBは、社会起点、あるいは公益を実現するという意味で非常に重要なことであり、そこにEBPMといったときに、アカデミア、学術機関、シンクタンク、あるいは市民がどのように関わっていくかというのは非常に重要な話だと思います。この話に直接触れていただいたのは生貝先生だろうと思いますけれども、ここはデジタル行財政改革会議としては非常に重要なポイントだということは強調したいと思います。

この関連で恐らく重要なことは、データの利活用と申しますと、どうしても誰かが持っている、既にあるデータを使うとか、データを誰かからもらうという話になりがちでございますけれども、特にGtoBが期待される最大のゆえんは、必要なデータはどこにあるのだというと、民間でオープンに普通に買えるという形で流通しておらず、政府が持っている。これは危険な言い方になりますが、政府であれば持ってこられる、作れる、取れる。権力的に作ったり取れたりできるという部分があるがゆえでございます。

だからといって政府が強制的にデータを取っていいかどうかというのは、それをすべき場合とすべきでない場合があるというのは、稲谷構成員が既に注意深くおっしゃったところにも関わると思うのですけれども、政府とは離れて、例えば医療の分野、教育の分野、あるいは本日お話がありませんでしたが、もう一つ重要な話が進んでいる防災等の分野において、単に流通させるだけではなくて、必要なデータを作る。データの全体のエコシステムを考えたときに、必要なデータが世の中にあるのか、それは作らなければいけないのではないか、誰がどういうコストの負担で作るのかということも含めて考えることが重要ではないかと思っております。これが1点目でございます。

2点目は、これは稲谷構成員がおっしゃったことにも関わりますけれども、個人起点と 社会起点は、もしかすると私が強調したことが事務局の資料のひとまずの整理の基礎になっている部分があるのかなと若干反省している部分もございますけれども、これは最終的に重なる場面があるというのはまさに皆様がおっしゃっているとおりでございます。ひとまずの思考の整理として、個人起点と社会起点というところからまず議論を始めないと、どうしても個人情報保護法がとか、何々法がという縦割りの既存の法制で話が進まなくなるので、まず1回これで整理してみたものと思います。

実際には、恐らくドメインごとに、あるいはデータの利活用の、あるいはデータを使った結果としてのサービスの在り方によって、個人起点の話と社会起点の話が重なる場合もあるでしょうし、実はそこは対立するけれども、社会起点を優先すべきだとか、いや個人

の権利利益を保護すべきだといった話があるはずでございます。ということで、これはド メインごとに利用者の利益を考え、それと社会的な公益を、データとの関係で突き合わせ ることが必要ではないかと思います。

現在、個人起点ということで、個人の人格的な権利利益、とりわけプライバシー等に関連して申し上げているように聞こえるかもしれませんが、これは産業データについても実は同じだろうと思います。

産業分野において、事業者の方の個別のニーズから議論を始める部分と、業界全体、あるいは業界全体の取組を通じて社会全体に貢献するといった取組の部分が違う場合がある。その話が、経済界からよく御指摘のある、データ主権の問題をどう考えるかということに関わっているのだろうと思います。こういう機会ですので、解像度を上げて議論することが非常に大事だということに私も賛成でございます。

最後に1点申し上げますと、私はお金の流れとデータの流れはもはやデータ社会においては同じだ、その意味で、落合先生もおっしゃるように、金融とデータの話はかなり重なる、あるいは両方が非常に連動してくる部分があると私自身も思っております。

そうしますと、金融の分野においてはどうお金が流れているのかといったことは、先ほどデジタル赤字の話もありましたけれども、社会全体として統計的に把握する、それで今金融はうまくいっている、うまくいっていないということを把握することができるわけでございます。

既に越塚先生からも御指摘がございましたけれども、社会全体の中でどれだけデータが活用されているのかとか、流れていっているのか、必要なデータが作られているのか、あるいは実際にデータがどれだけ企業あるいは社会で使われているのか、そういったことについても全体的な把握なしで議論すると、何となく主観的に日本はデータ利活用が遅れているという話になりがちです。

この分野では結構データ利活用が進んでいるとか、やはり全体として進んでいないとか、 議論の解像度を上げられるような統計的な把握をする仕組みとセットで、データ戦略に関 しての司令塔のようなものをしっかりつくっていくことが大事ではないかと思っておりま す。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございました。

大分終わりの時間が近づいてきておりますが、まだ巽構成員と丹野構成員は御発言がないのですけれども、よろしいでしょうか。この機会ですので、ぜひお願いいたします 〇巽構成員 東京大学の巽と申します。最も知名度の低い構成員だと思いますので、自己 紹介を含めて一言のみ申し上げます。

私は行政法を専門としておりまして、宍戸構成員が先ほどおっしゃったガバメント周り のことにもちろん関心があるのですけれども、今回は会全体との関係で一言申し上げよう と思います。事務局の資料の7ページの箇条書きの5つ目に、データの利活用というのは 様々な政策が相互に関係しているのだと書かれておりますが、本日御報告いただいた先生 方の報告に表れておりましたように、政策だけではなくて、既存の法制度がかなり複雑に 絡み合っておりますので、最終的に会議が取組の工程表等を策定して改革を実現していく というフェーズになった場合には、今の法制度のどこがどう問題になっているのかという ことを特定しないと、やりたかったことが結局実現できないということもあると思います。 その辺りの段になりましたら私もいろいろ申し上げることがでてくるかと思っております。 本日は自己紹介までということで失礼させていただきます。

- ○森田座長 ありがとうございます。
  - それでは、丹野構成員、お願いいたします。
- ○丹野構成員 今日は大変勉強になりました。

データの利活用の議論がここまで熟していることを実はあまり把握をしておりませんで、 今日お話をいただいて大変刺激を受けました。

私は長いこと消費者問題に関わってまいりましたので、この検討会においても、消費者、 個人の権利利益の保護というところを一貫して立ち位置にしたいと思っております。

ちなみに、データの利活用と個人の権利利益の保護、あるいは企業と消費者個人というのは、ややもすると対立する概念だと思われる方が、ここにはいらっしゃらないと思いますが、世の中ではいるかと思いますけれども、そうではなくて、個人の権利利益を適切に保護しつつ、しかも効果的に利活用できる解があるはずですから、そういう知恵をここで働かせることによって、個人も企業も含めた社会全体の利益を獲得するという目的を達することができると思っております。

そもそも、消費者の日常が、例えばほんの数年前に比べても大きく変わっております。 デジタル化の中にすっかりつかっている状況です。ターゲティング広告、IoT、AI、メタバース、自動運転、その他様々なものが登場していますが、そこでは大量のデータ処理が行われて、それに伴って個人情報、個人データの利活用も著しく拡大していると思っております。

ただ、実際に多くの消費者は、どのような個人情報がどのように扱われてどんなふうに 利活用されているかについてほとんど知らない状況だと思われます。もちろん、企業には 利用目的の通知公表義務がありますし、プライバシーポリシー等で公表されているのです が、それがややもすると難解だったり、重厚長大だったりして、実際には消費者が読めな い、もしくは読んでもなかなか理解がかなわないということがしばしばだろうと思います。

その意味では、今後データの利活用を前に進めていくためには、それはこうなっていますよと消費者に適切に情報提供して、消費者が安心して信頼して選択することができることが大変に重要なポイントだと思っています。

企業は法を遵守することはもちろんですが、加えて、消費者にきちんと説明責任を果た すという透明性の確保がこれからのデータ利活用の鍵になると思っています。

なお、消費者・個人に関連する法規制は、本来的に消費者・個人に分かりやすいもので

あるべきですし、そうすれば企業も法規制を遵守しやすくなりますし、さらにその上、自 律的な取組が慫慂されるはずで、そういうスキームを消費者は望んでいます。

経営者の方々にはぜひとも、説明責任を果たすことが消費者の安心・信頼、結果としての選択を獲得することにつながる、すなわち、説明責任は必要な投資であると考えていただければと思っております。

最後ですが、今日議論を聞いていてそう思いましたが、データ利活用の促進は、それによって国民生活を豊かで安心なものにするためということですから、加藤さんがおっしゃったように、医療の分野での国民の健康といういわば公益に資するためのデータ利活用や、あるいは企業、業界、官民の垣根を越えることによるメリットの大きいデータ利活用などについては、この会議がきっかけをつくって青写真を描いて、政府全体で鋭意検討される必要があると考えております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

ちょっと時間をオーバーしておりますけれども、せっかくいらっしゃっているので、ぜ ひ大臣から。

○平デジタル行財政改革担当大臣 少し発言をさせていただきたいと思うのですが、私は自民党で成長戦略をつくっていることが多くて、五、六年前に、データはどれぐらいエコノミーになって、日本はものづくり、ものづくりと言っているけれども、例えば自動車であったとしても、自動車自体がIOT端末化して、そこから情報をビッグデータを吸い上げて、自動走行みたいなものがどんどん進化していく。日本はものづくりにこだわり過ぎて、いい自動車は造るのだけれども、そこから経年劣化をしていく。片方は、自動車としては日本の自動車よりも劣るかもしれないけれども、そこから自動走行とかユーザー体験が増していく。これはもう致命的な差だということをずっと指摘していたのだけれども、経産省は今日もいると思うけれども、全くその辺の感度が悪くて、結局、物すごい差が開いてしまったというのがあります。なので、ここをどうやってデータを生かしていくかということがすごく重要だというのはずっと問題意識があります。

もう一つは、個人情報保護法は3年ごとに見直しとなっているので、保護のほうは何年かごとに見直すということはもう既にビルトインされている。しかし、利活用のほうはそういうのがビルトインされているどころか、本格的な包括的な議論がされていない。これもちゃんと平仄を合わせていかないとおかしなことになるというのが2つ目。

3つ目は、EUの議論の奥深さには敬意を表しますが、一方で、それが正しい解かどうかというのはちゃんと見なければいけない。アメリカも見なければいけないし、EUも見なければいけない。

一方で、EUの欠点は、コンセンサスを取るのに時間がすごくかかるし、決まってから実装までに物すごい時間がかかるのですね。これは、AIの進化とかデジタルの進化を見ると、かなり致命的な欠点をEUは持っている。一方で、我々はAIの法律も自民党のほうでつくり

ましたけれども、今かなりアジャイルにできるようになっているので、日本が一番メリットがある形はどういうことなのかということをぜひ皆さんに議論をしていただきたいと思います。

最後に、昔は何でもかんでも規制をどうデザインするかという議論だったのだけれども、イノベーションがあるので、レギュレーションでいくのか、イノベーションでいくのか、その組合せのハイブリッドでいくのかというのは物すごい大事な視点で、何でもかんでも規制に行くとおかしなことになるので、その規制も、昔は成長戦略は緩和と言っていましたけれども、今はルールをつくったほうがイノベーションが進むこともあるし、緩和したほうがいいかもしれないので、私はレギュレーションをデザインと言っていますけれども、レギュレーションとイノベーションを両方見ながら最適解を探していくということだと思います。いずれにしても、これは結構大変な大きなテーマですが、できるだけ早いうちに方向性をつくっていきたいと思います。

○森田座長 ありがとうございました。

少し時間がオーバーしましたが、本日はこれくらいで終了させていただきたいと思います。

事務局のほうから何か連絡はございますか。

- ○松田参事官 いえ、大丈夫です。
- ○山澄審議官 第2回以降の日程は速やかにまた。
- ○森田座長 いろいろな論点が提出されまして、議論は面白くなってくると思いますけれ ども、まとめるのは大変だなというのが私の印象でございますが、これからもどうぞよろ しくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。